



平成 21 年 3 月 18 日
監査委員事務局監査室

■静岡空港の「暫定開港」に関する行政監査の結果

静岡空港の「暫定開港」に関する行政監査について、次のとおり監査の結果を決定し、平成 21 年 3 月 18 日に県知事及び県議会議長に通知。

1 監査の趣旨

航空法に定められた「制限表面」の上に、立木等の支障物件の存在が明らかになり、平成 21 年 3 月開港予定だった静岡空港は開港延期と滑走路短縮による暫定開港を余儀なくされた。

その影響の大きさなどから、その原因や業務遂行の適否について、地方自治法第 199 条第 2 項の行政監査を実施。

2 監査の概要

- ① 監査対象 支障物件に関する事業執行
- ② 監査対象機関 空港部本庁 5 室及び静岡空港建設事務所
- ③ 監査実施期間 平成 20 年 11 月 28 日から平成 21 年 3 月 17 日まで
- ④ 監査方法
ア 監査対象機関からの聴取及び関係書類調査
イ 地方自治法第 199 条第 8 項に規定する関係人(測量会社 2 社、地権者)に対する調査

3 監査の着眼点

- ① 支障物件の概要と原因について
- ② 支障物件と地すべり対策協議との係わりについて
- ③ 県民に対する情報公開と説明責任について

4 今回の行政監査の特色

- ① 年度途中で明らかになった行政事務の適否について、地方自治法第 199 条第 2 項の「行政監査」で対応することは、きわめて異例のことである。
(平成 3 年に同項が設けられてから初めて)
- ② 地権者との交渉など表に出にくい行政事務の適否を監査の対象にした。
- ③ 監査対象事項についての情報公開への対応や行政の県民に対する説明責任の適否も監査対象にした。

5 改善または検討を要する事項

監査対象機関からの聴取や関係人調査を実施した結果、下記の 6 点について改善または検討を要する事項としてとりまとめた。

- ① 測量の実施について
当時の県と空港建設反対派の関係を考慮すれば、航空レーザー測量を選択したことについては一定の理解はできるが、空港部は、より正確な収用地・使用地の範囲の決定に向けて、土地収用法に基づく立ち入りによる測量・調査もできる限り実施すべきであった。
また、収用地・使用地の範囲の決定に当たっては、航空レーザー測量の誤差や立木の成長を想定し、慎重に業務を進める必要があった。
- ② 成果品の検査体制について
現在では、電子データによる成果品の納品は、平成 15 年当時と比べ格段に普及している。今後は、一層の電子環境の整備や委託業務での検査員の技術力向上等、適切な検査体制を整えるよう努められたい。

③監督業務の適正化について

(改善または検討を要する内容)

委託業務における監督に当たっては、県民の負託に応えられるよう、細心の注意と緊張感を持って臨み、正確で適正な監督業務を実行されたい。

また、監督体制が十分機能するよう、書面による協議や指示の徹底を図るとともに、進歩する技術の最新情報の収集と、技術職員の技術力向上策を一層推進し、監督業務の適正化に努められたい。

(理由)

- ・建設事務所は、委託業務2の受託者から委託業務1の紙の図面と電子データが異なっているとの報告を受けたが、正しいデータを取り寄せなかった。
- ・建設事務所は、委託業務2の受託者に口頭で修正するよう指示を行い、双方確認しながら、誤った電子データの出力図にフリーハンドの線を引いた。

④組織内の連携と記録の整備について

(改善または検討を要する内容)

港部と建設事務所は空港整備や開港に係る一層の情報共有と緊密な連携を図るとともに、重要な協議・報告を行った場合には、公式な記録として文書を作成・保存し、県民への情報提供及び職員間の情報共有ができるよう改善を図られたい。

(理由)

- ・建設事務所は、平成19年1月ころから立木についての懸念を抱いたが、平成19年9月ころ、知事に報告するまで、空港部に報告していない。
- ・空港部も、事務所より報告を受けた後、平成20年5月まで、地すべり対策にかかる地権者との協議には参加せず、建設事務所だけに任せていた。
- ・「地権者との公式な交渉記録」「図面作成過程での委託業者との協議や指示」「平成19年9月ころの知事・空港部への支障物件の報告記録」などについて、文書により確認できないものがあつた。

⑤地権者との交渉について

(改善または検討を要する内容)

県にとって、支障物件交渉の相手方が事業認定取消訴訟や収用裁決取消訴訟の原告でもあるという困難な事情は理解できるが、少なくとも支障物件の存在についてはもっと早く認め、地権者はもとより、県民とも共通の認識に立って支障物件の生じた経緯や、そのもたらす影響を説明して交渉に当たれば、別の展開の可能性もあつたと思われる。

地権者交渉が暗礁に乗り上げて、開港予定が遅れ、暫定開港を余儀なくされたことは、遺憾である。

(理由)

- ・県は、空港西側制限表面について、平成15年5月には用地取得に向けて測量作業に着手していたが、県と地権者が、初めて直接交渉のテーブルに着いたのは平成19年1月だった。この4年間近くの期間に双方の話合いによる問題解決への着実な実績を重ねるべきであった。
- ・平成19年7月、両者は「覚書」を締結したが、地権者はこの時すでに立木の存在を主張しており、この覚書には「同床異夢」の部分が存在していた。
県は覚書の締結をもって「問題解決」したかのように受け止め、地すべり対策以外の解決方法を考慮しなかった。

⑥県民に対する情報公開と説明責任について

(改善または検討を要する内容)

県は、訴訟への影響等を考慮したために公表が困難だったと釈明しているが、空港建設の重要性や開港延期の影響の大きさなどを考慮すれば、より早く、十分な情報を提供し、県民に対する説明責任を果すべきであった。

(理由)

- ・県は、立木について報告のあつた平成19年9月から県民に事実を公表した平成20年9月の間に、公開の法廷などで立木の存在が明らかになった以上、立木等の支障物件の存在を県議会や県民に公表する機会があつたと思われる。
また、空港部は、平成20年1月に国に報告したが、県議会や県民、航空会社などの空港関係者には情報提供をしなかった。